

「第4期消費者基本計画(案)」に関する意見

(別紙様式)

意見 No.	氏名 ・ 法人名	職業(差し 支えない 範囲で御 記入くださ い。)	意見						
			計画(案)対象箇所 (プルダウンリストから選択してください。)				意見 (複数の箇所に御意見のある場合などは分けて記載いただき、1行につき1意見を記載してください。)		
			ページ 番号	行 番号	章	項目			
1	日本司法書士会連合会	司法書士	22	3	第5章	1	(1)	①	子どもの事故防止について、これまで「子ども安全メールfrom消費者庁」、「子どもを事故から守る! Twitter」等を活用し、注意喚起が行われているとのことであるが、それらが存在すること自体の周知が不十分であり、せつかくの情報提供が浸透していないため、教育・保育施設の協力を仰ぎ、メールの登録者数の増加、Twitterの閲覧数の増加に取り組むべきである。
2	日本司法書士会連合会	司法書士	24	24	第5章	1	(2)	①	預託法は指定商品制が取られており、同法が適用されない商品については指定商品の追加を行うまで時間を要するため、その間に被害が拡大する問題点があるので、指定商品制は廃止すべきである。
3	日本司法書士会連合会	司法書士	24	24	第5章	1	(2)	①	特定商取引法の改正において「指定権利制」が「特定権利制」と改められ、規制対象の範囲が拡大したが、同法が適用されない権利については法改正が行われるまで被害が拡大する問題点は依然残っているため、特定権利制は廃止し、商品及び役務と同様の規制対象とすべきである。
4	日本司法書士会連合会	司法書士	24	25	第5章	1	(2)	①	都道府県消費者団体連絡会が公表した2019年度の都道府県消費者行政調査では、悪質事業者の取締りを行う法執行担当の行政職員が設置されている都道府県は20にとどまることが明らかになったが、都道府県における法執行を強化するため、人員の確保及び職員向けの研修を充実させるために予算を拡充する等の措置を求める。
5	日本司法書士会連合会	司法書士	29	10	第5章	1	(3)	—	「若年者向けの貸付け～事業者が行う自主的取組の充実を促す」について、大学構内でのマルチ商法の蔓延が社会問題化していることを受け、学生に対する貸付を原則として禁止するよう監督官庁である金融庁から指導すべきである。

意見 No.	氏名 ・ 法人名	職業(差し 支えない 範囲で御 記入くださ い)	意見						意見 (複数の箇所に御意見のある場合などは分けて記載いただき、1行につき1意見を記載してください。)
			計画(案)対象箇所 (プルダウンリストから選択してください。)						
6	日本司法書 士会連合会	司法書士	29	15	第5章	1	(3)	—	見守りネットが機能していない現実を重く受け止め、社会的包摂の推進に行政の強いリーダーシップと推進力の発揮を期待する。その一環としての「消費者志向経営」に関する優良事例の表彰等の施策について賛成する。
7	日本司法書 士会連合会	司法書士	29	15	第5章	1	(3)	—	改正消費者契約法の規定(特に、「つけ込み型勧誘」)が事業者に対し広く認知されていないものと思われる。政府広報等の手段を利用した周知徹底策を検討されたい。
8	日本司法書 士会連合会	司法書士	29	29	第5章	1	(3)	—	借金に起因する自殺対策については、浜松市が推進する「絆プロジェクト」が有効であり、この取組を広く全国に普及させる必要がある。この事業は、借金の相談に携わる法律家と医療機関、行政、PSWとの連携により、自殺念慮者や自殺の危険がある者を、借金の相談を契機に確実に医療機関や福祉の専門家へつなげ、法律の専門家と福祉の専門家がチームになって行う自殺対策モデルである。
9	日本司法書 士会連合会	司法書士	30	10	第5章	1	(3)	—	ODRについて、検討から実践の段階への移行を期待したい。
10	日本司法書 士会連合会	司法書士	31	20	第5章	2	(3)	—	消費者の商品選択は価格等多様な要素により決定されるから、「水産エコラベル」等の認証制度の推進により、エシカル消費の普及啓発という目的達成は困難だと思われる。このような問題点への対応策をとらずに、認証制度を推進させることは、かえって、ラベルの作成等による資源の無駄遣いや、商品の過剰表示となる虞すら生じかねない。 そこで、認証制度の推進をするのであれば、併せて、認証制度に関する消費者への周知、さらには、消費者が認証を受けた商品を購入する動機づけとなる政策(例えば、ポイント付与等)の検討を行うことも追記すべきである。

意見 No.	氏名 ・ 法人名	職業(差し 支えない 範囲で御 記入くださ い)	意見					意見 (複数の箇所に御意見のある場合などは分けて記載いただき、1行につき1意見を記載してください。)	
			計画(案)対象箇所 (プルダウンリストから選択してください。)						
11	日本司法書士会連合会	司法書士	32	28	第5章	3	(1)	①	近年激甚な自然災害が多発し、停電等によりキャッシュレス決済が利用できないという問題がある。停電等に備え、個々に取組を行う事業者が増加しているが、中小小売事業者には限界がある。災害時の対策・支援等の環境整備を早急にしていただきたい。
12	日本司法書士会連合会	司法書士	32	35	第5章	3	(1)	①	プラットフォーム事業者が介在する取引においてはCtoC取引も盛んである。しかし、トラブル時には、取引の相手方も消費者であることから、消費者自身での解決が容易ではないこともあるため、PF事業者においても一定の苦情処理体制の導入が必要と考える。
13	日本司法書士会連合会	司法書士	33	10	第5章	3	(1)	②	消費者が自らに関与してデータを流通させるためには、相応の判断・決定力が必要である。一般的な消費者はもちろん、判断弱者であっても、適切な関与ができるための制度設計と、消費者が適切な判断をするための情報提供・消費者教育の体制整備をしていただきたい。
14	日本司法書士会連合会	司法書士	33	12	第5章	3	(1)	②	情報銀行を推進するにあたっては、個人情報の利活用による個人生活・社会全体におけるビジョンや、個人におけるメリット・デメリット等を消費者が理解できる情報提供が不可欠である。さらに、既に行われている試みや、モデル事業等についても情報提供し、消費者の意見も聴取し検証・検討いただきたい。
15	日本司法書士会連合会	司法書士	33	31	第5章	3	(2)	—	CCJにおける相談対応の拡充を求める。2018年度のCCJへの相談件数は2017年度と比べ1.5倍超に増加している。この増加はホームページのリニューアル、スマホへの対応の影響もあったと発表されているが、今後も相談受付体制の拡充を行い、越境トラブルの消費者救済を図っていただきたい。

意見 No.	氏名 ・ 法人名	職業(差し 支えない 範囲で御 記入くださ い)	意見						
			計画(案)対象箇所 (プルダウンリストから選択してください。)						意見 (複数の箇所に御意見のある場合などは分けて記載いただき、1行につき1意見を記載してください。)
16	日本司法書士会連合会	司法書士	34	37	第5章	4	(1)	—	「新たな学習指導要領において消費者教育に関する内容が充実したことを踏まえ、引き続き、学習指導要領の周知・徹底を図る。」とあるところ、若年者への消費者教育の推進が当面の重点事項として位置づけられたことに鑑みれば、現状以上に文部科学省等との連携を強化し、消費者教育が学校教育において児童及び学生にあまねく行き渡る体制作りが必要であると考えられる。学校の取組具合によってなされる教育の程度に大きな差異が生じるような事態は避けられなければならないと考える。
17	日本司法書士会連合会	司法書士	35	2	第5章	4	(1)	—	今後の成年年齢引下げを見すえた高等学校段階までの消費者教育の取組強化は重要な課題であり、強化に賛成する。しかしながら、消費者と事業者との間には情報の質及び量並びに交渉力の格差が存在しており、その点は教育の充実によって解消されるものではない。ついては、消費者被害の予防、救済に必要となる法整備等も消費者教育と並行して強化していく必要があると考える。
18	日本司法書士会連合会	司法書士	35	21	第5章	4	(1)	—	高齢者、障害者等を含めた消費者に関しては、見守りネットワーク等を活用した情報提供の仕組みが述べられているところ、見守りネットワークが十分に機能しているとは言い難い現状や、そもそも高齢者、障害者は、一般に事業者とは格差のある消費者の中でもさらに脆弱な者なのであり、一定の情報提供や教育だけで対応することには限界があると考えられる。ついては、高齢者、障害者に若年者を加えた消費者の中でもより脆弱な者については、現状の消費者保護法の規定よりもさらに踏み込んだ内容での消費者保護規定を検討作成すべきである。
19	日本司法書士会連合会	司法書士	36	17	第5章	5	(1)	—	適格消費者団体等の消費者団体は、消費者問題に関する情報提供、啓発活動を行っているところ、その活動資金については会費や寄付で賄っているところも多いのが実情である。今後も消費者団体が継続的、安定的な活動を行うために、具体的な支援策として助成金の支給を検討されたい。
20	日本司法書士会連合会	司法書士	37	7	第5章	5	(3)	—	人口5万人未満の市町村についても、引き続き消費生活センターの設置を促進していただきたい。その際、高齢者や障害者等、一般的に消費生活センター等の窓口まで赴くことが困難である消費者の相談機会を確保するため、及び見守りネットワークの活動充実のため、広域化せず、各市町村に消費生活センターを設置することを目標とした支援を検討されたい。

